

事業契約書(案)

No	頁	章	節	条	目	その他	質問・意見等	回答
1		鏡	7				支払場所が「横浜市下水道事業出納取扱金融機関」となっておりますが、現在の当該機関は地元金融機関一行のみの指定となっており、プロジェクトファイナンスにて口座管理を実施する場合にはエージェント銀行に口座開設して一括管理をするため、原状の規定ですと実務上の不具合が生じる可能性があります。支払場所を別の金融機関に指定することは可能でしょうか。	事業契約書(案)の通りといたします。
2	8	3	1	14	1		第1回質問回答No.15を受け、現在のシロキサン濃度が過去測定結果と異なった場合は、本条第1項に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	業務要求水準書に提示したシロキサン濃度のデータは参考値ですので該当いたしません。必要に応じて事業者が測定していただくことは可能です。
3	10	3	2	20	4		「原則として～」とありますが、但書以降の場合以外にも甲が增加費用及び損害を負担しない場合があるのでしょうか。	ありません。
4	11	3	3	23			工事監理者の配置又はCORINS登録は、SPCから工事を請け負う会社に必要となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
5	14	3章	3	31	4		「甲は、乙が第1項の試運転により生産する電力及び温水を、乙が必要とする場合に限り、引き取るものとする。」の乙が必要とする場合とは、「甲による引取を乙が要求する場合」という理解でよろしいでしょうか？	ご質問の通りです。
6	16	3	3	33			「ただし、第13条の規定に基づき…」とありますが、仮に乙の責による事由や不可抗力により工期が遅延した場合であっても、第13条に則り甲乙が工期の変更に合意できた場合には、新たに設定された新規発電設備引渡予定日までは遅延損害金は発生しないとの理解で宜しいのでしょうか。	ご質問の通りです。
7	23	4	2	53			第3章の規定を準用するとありますが、具体的にご提示ください	第12条、25条、26条、32～34条等です。
8	23	4	2	55	7		第3章の規定を準用するとありますが、具体的にご提示ください	第12条、25条、26条、32～34条等です。

事業契約書(案)

No	頁	章	節	条	目	その他	質問・意見等	回答
9	25	4章	7	66	2		1回目の質問回答No55、56の回答につき、発電事業に関する出版物は乙負担、センターに関する出版物は甲負担により作成するというのでしょうか。	ご質問の通りです。
10	30	5		75			提案に際しての事業費、収支等の諸試算の根拠は標準消化ガス供給量1200万Nm3/年を用いることとありますが、ガス量増加等に伴う運転時間の増加はメンテナンス費等の増大を招きます。つまり、ガス量増加に伴いメンテナンス費用が増大する費目については、従量料金の扱いとして認めていただくか、固定費の変更を認めていただく若しくは協議事項としていただきますようお願いいたします。	ご質問の通り協議事項といたします。
11	33	5		79	1	(1)	「当該年度の電力予定供給量を3割以上下回るときは」を、「当該事業年度の消化ガス有効利用計画に記載される当該年度の電力供給予定量に当該年度消化ガス受入予定量に対する当該年度消化ガス受入実績量の割合を乗じた値を3割以上下回るとき」に変更願います。変更前の表現では、消化ガス受入実績量の減少による供給量減少の効果まで含んで減額対象となってしまいます。例えば、甲による消化ガス供給量が予定供給量に対し仮に72%の場合では、事業者の電力供給量は予定通り発電したとしても比率で72%となります。この場合、事業者に起因する電力供給量の不足が僅か3%の場合でも本規定の対象となります。このようなケースで供給不足量の比率で30%以上の電力料金の減額がなされる場合、著しく事業者責の電力供給量の減少と減額金額の乖離が大きくなり、事業者にとって極めて厳しい減額規定と考えます。	当該事業年度の消化ガス有効利用計画に記載される当該年度の電力供給予定量に、当該年度消化ガス受入予定量に対する当該年度消化ガス受入実績量の割合を乗じた値を基準とした減額規定になるよう、協議いたします。

事業契約書(案)

No	頁	章	節	条	目	その他	質問・意見等	回答
12	33	5		79	1	(3)	当該項目は消化ガス性状が保証されない(第1回質問書回答による)条件において、事業者にとって非常にリスクが大きい項目と考えます。具体的には、消化ガスの低位発熱量指定値22MJ/Nm3で計算した電力予定供給量に対し、仮に供給消化ガスの低位発熱量の1ヶ月平均が21.9MJ/Nm3で且つこれが3ヶ月継続した場合に当該事項に抵触します。消化ガスの低位発熱量の微小な変動は、十分想定されるもので且つ事業者の責によるものではないことから、対応不可能な条項と考えられます。発電設備の予定していた効率が30%(例)で、実際に建設された発電設備効率が29.9%であった場合に当該事項に抵触します。通常、発電設備の効率は±5%の裕度をもって設計されており、微小の効率の未達は十分予想されます。よって、当該項目についても第79条1項(4)と同様に、10分の2以上上下回った等の裕度を持たせる等の条文の変更をお願いします。	事業契約書(案)の通りといたします。ただし、消化ガスの低位発熱量の変動については、消化ガス有効利用計画の作成時に協議できるものとします。
13	34	5		79	1	(4)	79条1項1号及び同4号が同時に該当する場合の減額は、1号及び4号の同時適用として(基本料金単価×減少割合+従量料金単価の5/10)の減額となるのでしょうか。	ご質問の通りです。
14	34	5		79	1	(4)	「ただし、前号の規定に従い、当該年度に減額された金額が、本項に従い減額すべき金額を超える場合には、甲は当該超過額のみを減額できる」は、「ただし、前号の規定に従い当該年度に減額がなされた場合には、甲は本項に従い減額すべき金額のうち前号に従い減額された金額を超過した部分のみ減額できる」に変更願います。3号及び4号の双方に該当する場合において、3号により減額された金額が4号によるものを上回ることは無いものと考えます。この場合において、3号によって減額された金額を4号から控除していたくことを希望します。	「ただし、前号の規定に従い当該年度に減額がなされた場合には、甲は本項に従い減額すべき金額のうち前号に従い減額された金額を超過した部分のみ減額できる」とします。
15	42	6	4	94	6		「甲は、当該金額を一括で支払うか又はこれに伴う支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うかを選択することができる」とありますが、一括で支払う場合には金利スワップ解約コスト等の増加費用についても横浜市がご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。

事業契約書(案)

No	頁	章	節	条	目	その他	質問・意見等	回答
16	46	8		101	2		前受金を受けていた場合の規定がありませんが、甲が出来高部分を買受ける場合は、「当該出来高部分の買受代金から、当該出来高部分に関し既に支払済みの前払金を控除した額と上記第1項1号の違約金の対等額を相殺により…」に変更されるべきものと考えます。甲が出来高部分を買受けて既工部分の撤去を命じる場合は、支払済みの前払金の返還及び当該前払金に関する利息についての取扱規定を明記願います。	ご質問の通りといたします。なお、前払金の返還は、更新建設工事費が減額した場合の受領済み前払金の取り扱い(第76条2項)に準じることといたします。
17	46	8		101	2		甲が本号に規定する出来形部分を相当な価額で買受ける場合、建設負担金の支出の要否を明記願います。	建設負担金の支出は必要ありません。事業契約書(案)に明記いたします。
18	46	8		101	2,3		甲が出来高部分、工事完成部分の分割払いを選択する場合、SPCは当該期間解散できないことになってしまいますが、既に事業破綻をきたした状況においてSPCを存続させることは現実的ではありません。この場合、乙から甲への当該債権をもって金融機関等への代物弁済が可能となるよう、債権譲渡が可能である旨を明記願います。	甲の同意を条件に、当該債権譲渡が可能とします。
19	46	8		101	1	3	本号の甲から乙への支払いに際しては、同条1項2号に規定する違約金との相殺規定が必要と思われませんが、いかがでしょうか。	ご質問の通り、違約金との相殺規定を設けます。
20	46	8		102	1		設備の出来高部分が甲により買受られる場合に、建設負担金を要するか否かを明記願います。	建設負担金の支出は必要ありません。事業契約書(案)に明記いたします。
21	46	8		102	1		契約上の義務違反にかかる猶予期間が90日となっているますが、第100条の事業者の契約解除の規定と比べ、期間に差があり不平等であると考えますが、お考えをご教示ください。	第100条1項2号および3号の規定に関しては、例えば、工期の変更を行うなど、是正に要する期間を得る手段が乙に用意されています。他方、甲の場合、そうした手段が明確に用意されていないため、違反の是正に要する期間として、第100条の規定よりも長い190日と設定しています。
22	47	8		102	1,2		甲が出来高部分、工事完成部分の分割払いを選択する場合、SPCは当該期間解散できないことになってしまいますが、既に事業破綻をきたした状況においてSPCを存続させることは現実的ではありません。甲の帰責事由に基づく場合は、契約関係の安定性確保という観点から、分割払いの選択肢を排除願います。	支払方法については甲乙の協議事項となっているため、甲は乙の了解なく分割払いを選択できません。また、No18の回答に示した通り事業者から金融機関への債権譲渡を可能としますので、事業契約書(案)の通りとします。
23	54			116			出資者、以降に融資団の追加をお願い致します。	ご質問の通りといたします。